

五七	右府正に関する所得税法等の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令	三	日号外
五八	右府村の区域に関する法令の調査に關する政令	三	三〇八
五九	国土調査法施行令	三	三〇三
六〇	建築士法施行令の一部改正	三	三〇〇
六一	スガモ・プリズンの警務及び訓導事務の管理に關する臨時措置令	三	三〇〇
六二	中央更生保護委員会、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会に呼び出されたる関係人に支給する旅費、日当及び宿泊料の額を定める政令	三	三〇〇
六三	農地調整法施行令の一部改正	三	三〇〇
六四	自作農創設特別措置法施行令の一部改正	三	三〇〇
六五	航空機の出入国等に関する政令	三	三〇〇
六六	森林火災因営保險法施行令の一部改正	三	三〇〇
六七	森林病害虫等を定める政令	三	二〇
六八	漁船損害補償法施行令新たに入學する児童に對する教科用圖書の給與に關する法律施行令	三	二六二
六九	輸出信用保險法施行令の一部改正	三	二八二
七〇	米備蓄官令の一部改正	三	二八二
七一	連合軍人等住宅公法施行令を整理する政令	三	二八二
七二	閉鎖機關整理委員令解散令	三	二八二
七三	領事官の徴収する手数料に關する政令	三	二八二
七四	植物防疫法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	三	二〇
七五	予算決算及び會計令の一部改正	三	二〇
七六	資金運用部預託金の特別利率を定める政令	三	二〇
七七	旧外貨債処理法による借換外貨債の証券の一部の有效化等に関する法律施行令	三	二〇

七九	所得税法施行規則の一部改正	三	三〇
八〇	法人税法施行規則の一部改正	三	三〇
八一	相続税法施行令の一部改正	三	三〇
八二	砂糖消費税法施行規則の一部改正	三	三〇
八三	通行税法施行規則の一部改正	三	三〇
八四	資産再評価法施行令の一部改正	三	三〇
八五	災害被害者に対する租税の減免徴収等に関する政令の一部改正	三	三〇
八六	税關關係手数料令の一部改正	三	三〇
八七	米、もみ、大麦及び小麦粉の輸入税を免除する政令の一部改正	三	三〇
八八	北緯三〇度以南の南西諸島の生産に係る物品の原産地証明書に関する政令の一部改正	三	三〇
八九	酒税法施行規則の一部改正	三	三〇

七九	最高裁判所規則	二	一六
八〇	少年審判規則の一部改正	二	一六
八一	自動車強制執行規則	二	一六
八二	自動車強制執行等に関する執行手続規則	二	一六
八三	民事調停法による申立手数料等規則の一部改正	二	一六
八四	府令	三	一六
八五	●総務省	三	一六
八六	●総務省	三	一六
八七	●総務省	三	一六
八八	●総務省	三	一六
八九	●総務省	三	一六

九〇	●法務省	三	一六
九一	●法務省	三	一六
九二	●法務省	三	一六
九三	●法務省	三	一六
九四	●法務省	三	一六
九五	●法務省	三	一六
九六	●法務省	三	一六
九七	●法務省	三	一六
九八	●法務省	三	一六
九九	●法務省	三	一六
一〇〇	●法務省	三	一六
一〇一	●法務省	三	一六
一〇二	●法務省	三	一六
一〇三	●法務省	三	一六
一〇四	●法務省	三	一六
一〇五	●法務省	三	一六
一〇六	●法務省	三	一六
一〇七	●法務省	三	一六
一〇八	●法務省	三	一六
一〇九	●法務省	三	一六
一一〇	●法務省	三	一六
一一一	●法務省	三	一六
一一二	●法務省	三	一六
一一三	●法務省	三	一六
一一四	●法務省	三	一六
一一五	●法務省	三	一六
一一六	●法務省	三	一六
一一七	●法務省	三	一六
一一八	●法務省	三	一六
一一九	●法務省	三	一六
一二〇	●法務省	三	一六

一	倉庫管理施行規則の一部改正	二六	五	地方建設局組織規程の一部改正	三三
二	森林省、運輸省	二六	六	地方建設局組織規程の一部改正	三三
三	漁船損害補償法施行規則	二六	七	労働省	三三
四	漁船損害補償法事務費補助金交付規則	二六	八	労働省	三三
五	労働省	二六	九	労働省	三三
六	労働省	二六	一〇	労働省	三三
七	労働省	二六	一一	労働省	三三
八	労働省	二六	一二	労働省	三三
九	労働省	二六	一三	労働省	三三
一〇	労働省	二六	一四	労働省	三三
一一	労働省	二六	一五	労働省	三三
一二	労働省	二六	一六	労働省	三三
一三	労働省	二六	一七	労働省	三三
一四	労働省	二六	一八	労働省	三三
一五	労働省	二六	一九	労働省	三三
一六	労働省	二六	二〇	労働省	三三
一七	労働省	二六	二一	労働省	三三
一八	労働省	二六	二二	労働省	三三
一九	労働省	二六	二三	労働省	三三
二〇	労働省	二六	二四	労働省	三三
二一	労働省	二六	二五	労働省	三三
二二	労働省	二六	二六	労働省	三三
二三	労働省	二六	二七	労働省	三三
二四	労働省	二六	二八	労働省	三三
二五	労働省	二六	二九	労働省	三三
二六	労働省	二六	三〇	労働省	三三
二七	労働省	二六	三一	労働省	三三
二八	労働省	二六	三二	労働省	三三
二九	労働省	二六	三三	労働省	三三
三〇	労働省	二六	三三	労働省	三三
三一	労働省	二六	三三	労働省	三三
三二	労働省	二六	三三	労働省	三三
三三	労働省	二六	三三	労働省	三三

一	本部分	三三	四	本部分	三三
二	本部分	三三	五	本部分	三三
三	本部分	三三	六	本部分	三三
四	本部分	三三	七	本部分	三三
五	本部分	三三	八	本部分	三三
六	本部分	三三	九	本部分	三三
七	本部分	三三	一〇	本部分	三三
八	本部分	三三	一一	本部分	三三
九	本部分	三三	一二	本部分	三三
一〇	本部分	三三	一三	本部分	三三
一一	本部分	三三	一四	本部分	三三
一二	本部分	三三	一五	本部分	三三
一三	本部分	三三	一六	本部分	三三
一四	本部分	三三	一七	本部分	三三
一五	本部分	三三	一八	本部分	三三
一六	本部分	三三	一九	本部分	三三
一七	本部分	三三	二〇	本部分	三三
一八	本部分	三三	二一	本部分	三三
一九	本部分	三三	二二	本部分	三三
二〇	本部分	三三	二三	本部分	三三
二一	本部分	三三	二四	本部分	三三
二二	本部分	三三	二五	本部分	三三
二三	本部分	三三	二六	本部分	三三
二四	本部分	三三	二七	本部分	三三
二五	本部分	三三	二八	本部分	三三
二六	本部分	三三	二九	本部分	三三
二七	本部分	三三	三〇	本部分	三三
二八	本部分	三三	三一	本部分	三三
二九	本部分	三三	三二	本部分	三三
三〇	本部分	三三	三三	本部分	三三

一	本部分	三三	三	本部分	三三
二	本部分	三三	四	本部分	三三
三	本部分	三三	五	本部分	三三
四	本部分	三三	六	本部分	三三
五	本部分	三三	七	本部分	三三
六	本部分	三三	八	本部分	三三
七	本部分	三三	九	本部分	三三
八	本部分	三三	一〇	本部分	三三
九	本部分	三三	一一	本部分	三三
一〇	本部分	三三	一二	本部分	三三
一一	本部分	三三	一三	本部分	三三
一二	本部分	三三	一四	本部分	三三
一三	本部分	三三	一五	本部分	三三
一四	本部分	三三	一六	本部分	三三
一五	本部分	三三	一七	本部分	三三
一六	本部分	三三	一八	本部分	三三
一七	本部分	三三	一九	本部分	三三
一八	本部分	三三	二〇	本部分	三三
一九	本部分	三三	二一	本部分	三三
二〇	本部分	三三	二二	本部分	三三
二一	本部分	三三	二三	本部分	三三
二二	本部分	三三	二四	本部分	三三
二三	本部分	三三	二五	本部分	三三
二四	本部分	三三	二六	本部分	三三
二五	本部分	三三	二七	本部分	三三
二六	本部分	三三	二八	本部分	三三
二七	本部分	三三	二九	本部分	三三
二八	本部分	三三	三〇	本部分	三三
二九	本部分	三三	三一	本部分	三三
三〇	本部分	三三	三二	本部分	三三
三一	本部分	三三	三三	本部分	三三

施行令
改正
規程により部令等と
規程により部令等と

五七六	四〇二(参照)	閉鎖機關の債務の弁済等に関する件により債権指定	元
五七三			元
五七四	四四一(参照)	外國為替業務を営む營業所の新設許可(株式会社第一銀行御支店)	元
五七五			元
五七六			元
五七七	四〇二(参照)		元
五七八	四〇二(参照)		元
五七九	四〇二(参照)		元
五八〇	四〇二(参照)		元
五八一	四〇二(参照)		元
五八二	四〇二(参照)		元
五八三	四〇二(参照)		元
五八四	四〇二(参照)		元
五八五	四〇二(参照)		元
五八六	四〇二(参照)		元
五八七	四〇二(参照)		元
五八八	四〇二(参照)		元
五八九	四〇二(参照)		元
五九〇	四〇二(参照)		元
五九一	四〇二(参照)		元
五九二	四〇二(参照)		元
五九三	四〇二(参照)		元
五九四	四〇二(参照)		元
五九五	四〇二(参照)		元
五九六	四〇二(参照)		元
九			
一			

五三	文化財保護委員会名勝(興隆庭園)の管理の指定解除	元
五二	厚生省	元
五一	食品衛生試験法を定める件の一部改正	元
四九	施設の必修科目及び授業時間指定	元
四八	血液製剤用血清基準の一部改正	元
四七	伊勢志摩国立公園の特別区域指定	元
四六	伊勢志摩国立公園の特別区域指定	元
四五	中部山岳国立公園の一部区域及び事業決定	元
四四	健康保険組合の設立認可(初年度計費)	元
四三	名称を変更し「健康保険組合(光生会)」	元
四二	保健師養成所指定	元
四一	歯科衛生士養成所指定	元
四〇	社会福祉事業法による講習会指定(愛知県)	元
三九	五九(神奈川県)	元
三八	五九(愛媛県)	元
三七	六〇(北海道)	元
三六	六〇(北海道)	元
三五	六〇(北海道)	元
三四	六〇(北海道)	元
三三	六〇(北海道)	元
三二	六〇(北海道)	元
三一	六〇(北海道)	元
三〇	六〇(北海道)	元
二九	六〇(北海道)	元
二八	六〇(北海道)	元
二七	六〇(北海道)	元
二六	六〇(北海道)	元
二五	六〇(北海道)	元
二四	六〇(北海道)	元
二三	六〇(北海道)	元
二二	六〇(北海道)	元
二一	六〇(北海道)	元
二〇	六〇(北海道)	元
一九	六〇(北海道)	元
一八	六〇(北海道)	元
一七	六〇(北海道)	元
一六	六〇(北海道)	元
一五	六〇(北海道)	元
一四	六〇(北海道)	元
一三	六〇(北海道)	元
一二	六〇(北海道)	元
一一	六〇(北海道)	元
一〇	六〇(北海道)	元
九	六〇(北海道)	元
八	六〇(北海道)	元
七	六〇(北海道)	元
六	六〇(北海道)	元
五	六〇(北海道)	元
四	六〇(北海道)	元
三	六〇(北海道)	元
二	六〇(北海道)	元
一	六〇(北海道)	元

五四	診断用ジフテリア毒素(シツク)試験用ジフテリア毒素	元
五三	生物学的製剤化学試験法	元
五二	第一回医師国家試験を施行する場所、日時並びに受験願書の提出期間及び生活保護法による医療機関指定	元
五一	六二(四〇参照)	元
四九	六二(四〇参照)	元
四八	六二(四〇参照)	元
四七	六二(四〇参照)	元
四六	六二(四〇参照)	元
四五	六二(四〇参照)	元
四四	六二(四〇参照)	元
四三	六二(四〇参照)	元
四二	六二(四〇参照)	元
四一	六二(四〇参照)	元
四〇	六二(四〇参照)	元
三九	六二(四〇参照)	元
三八	六二(四〇参照)	元
三七	六二(四〇参照)	元
三六	六二(四〇参照)	元
三五	六二(四〇参照)	元
三四	六二(四〇参照)	元
三三	六二(四〇参照)	元
三二	六二(四〇参照)	元
三一	六二(四〇参照)	元
三〇	六二(四〇参照)	元
二九	六二(四〇参照)	元
二八	六二(四〇参照)	元
二七	六二(四〇参照)	元
二六	六二(四〇参照)	元
二五	六二(四〇参照)	元
二四	六二(四〇参照)	元
二三	六二(四〇参照)	元
二二	六二(四〇参照)	元
二一	六二(四〇参照)	元
二〇	六二(四〇参照)	元
一九	六二(四〇参照)	元
一八	六二(四〇参照)	元
一七	六二(四〇参照)	元
一六	六二(四〇参照)	元
一五	六二(四〇参照)	元
一四	六二(四〇参照)	元
一三	六二(四〇参照)	元
一二	六二(四〇参照)	元
一一	六二(四〇参照)	元
一〇	六二(四〇参照)	元
九	六二(四〇参照)	元
八	六二(四〇参照)	元
七	六二(四〇参照)	元
六	六二(四〇参照)	元
五	六二(四〇参照)	元
四	六二(四〇参照)	元
三	六二(四〇参照)	元
二	六二(四〇参照)	元
一	六二(四〇参照)	元

七七	瀬戸内海漁業取締規則に基き、期間及び海域指定	元
七六	手続第一種漁業に於いて許可をすることが出来る船舶の男子数の最高限度	元
七五	漁業法の一部を改正する法律に基き、海域、総トン数及び漁法指定	元
七四	小型機船及び網漁業取締規則に基き、海域及び同右規則に基き、管轄ことが出来る「二」号小型機船及び網漁業の種類指定	元
七三	漁業法に基き許可をすることが出来る小型機船及び網漁業の種類指定	元
七二	漁業法の最高限度指定	元
七一	漁業法に基き許可をすることが出来る瀬戸内海機船及び網漁業の船舶の隻数及び最高限度指定	元
七〇	中型及び小型網漁業につき許可をすることが出来る船舶の隻数及び合計総トン数の最高限度指定	元
六九	起業の認可の有効期間指定	元
六八	指定中型及び網漁業の禁止海域指定	元
六七	指定中型及び網漁業につき禁止すべき漁具又は漁法及び禁止する期間又は海域指定	元
六六	積荷乗降車作地帯追加指定	元
六五	共同漁業権の免許の内容となし事項、関係地区及び申請期間	元
六四	国常備隊川農業水利事業期間の延長期間等(七二参照)	元
六三	三枚土地改良事業計画書の縦覧等期間	元
六二	自作農政特別措置法に基き、買収及び使用予定地域指定(北海道)	元
六一		元
六〇		元
五九		元
五八		元
五七		元
五六		元
五五		元
五四		元
五三		元
五二		元
五一		元
四九		元
四八		元
四七		元
四六		元
四五		元
四四		元
四三		元
四二		元
四一		元
四〇		元
三九		元
三八		元
三七		元
三六		元
三五		元
三四		元
三三		元
三二		元
三一		元
三〇		元
二九		元
二八		元
二七		元
二六		元
二五		元
二四		元
二三		元
二二		元
二一		元
二〇		元
一九		元
一八		元
一七		元
一六		元
一五		元
一四		元
一三		元
一二		元
一一		元
一〇		元
九		元
八		元
七		元
六		元
五		元
四		元
三		元
二		元
一		元

九八	(八九参照)	九八	日号外
九九	マツコ船を捕獲すること	九九	三
一〇〇	がてらこの期間指定	一〇〇	三
一〇一	自作農産物特別指定法に	一〇一	三
一〇二	基づき指定した地域中解除	一〇二	三
一〇三	(北海道)	一〇三	三
一〇四	肥料の仮登録証の書寫交	一〇四	三
一〇五	付	一〇五	三
一〇六	肥料の仮登録	一〇六	三
一〇七	ニューカッスル病予防液	一〇七	三
一〇八	検査特殊果糖	一〇八	三
一〇九	種苗の名称登録	一〇九	三
一一〇	家畜衛生試験場の支場の	一一〇	三
一一一	位置及び名称を定める件	一一一	三
一一二	(七四参照)	一一二	三
一一三	(七五参照)	一一三	三
一一四	岡谷十津川町の川農業水	一一四	三
一一五	利改良事業計書書の縦覧	一一五	三
一一六	期間等	一一六	三
一一七	農業災害補償法に基く家	一一七	三
一一八	畜共済の共済掛金標準率	一一八	三
一一九	の件の一部改正	一一九	三
一二〇	鳥獣保護区(北海道)	一二〇	三
一二一	鳥獣保護区(北海道)	一二一	三
一二二	鳥獣保護区(北海道)	一二二	三
一二三	鳥獣保護区(北海道)	一二三	三
一二四	鳥獣保護区(北海道)	一二四	三
一二五	鳥獣保護区(北海道)	一二五	三
一二六	鳥獣保護区(北海道)	一二六	三
一二七	鳥獣保護区(北海道)	一二七	三
一二八	鳥獣保護区(北海道)	一二八	三
一二九	鳥獣保護区(北海道)	一二九	三
一三〇	鳥獣保護区(北海道)	一三〇	三

六二	(高圧ガス容器原管	六二	六
六三	等)	六三	六
六四	輸入公表の一部改正(第	六四	六
六五	四六回)	六五	六
六六	五〇(第一回)	六六	六
六七	五四(第四回)	六七	六
六八	五五(第四回)	六八	六
六九	五五(第四回)	六九	六
七〇	五五(第四回)	七〇	六
七一	五五(第四回)	七一	六
七二	五五(第四回)	七二	六
七三	五五(第四回)	七三	六
七四	五五(第四回)	七四	六
七五	五五(第四回)	七五	六
七六	五五(第四回)	七六	六
七七	五五(第四回)	七七	六
七八	五五(第四回)	七八	六
七九	五五(第四回)	七九	六
八〇	五五(第四回)	八〇	六
八一	五五(第四回)	八一	六
八二	五五(第四回)	八二	六
八三	五五(第四回)	八三	六
八四	五五(第四回)	八四	六
八五	五五(第四回)	八五	六
八六	五五(第四回)	八六	六
八七	五五(第四回)	八七	六
八八	五五(第四回)	八八	六
八九	五五(第四回)	八九	六
九〇	五五(第四回)	九〇	六
九一	五五(第四回)	九一	六
九二	五五(第四回)	九二	六
九三	五五(第四回)	九三	六
九四	五五(第四回)	九四	六
九五	五五(第四回)	九五	六
九六	五五(第四回)	九六	六
九七	五五(第四回)	九七	六
九八	五五(第四回)	九八	六
九九	五五(第四回)	九九	六
一〇〇	五五(第四回)	一〇〇	六

五七	運輸省	五七	三
五八	運輸省議会の決定(運輸	五八	三
五九	審議会)一般規則改正につ	五九	三
六〇	いて(神戸高速鉄道株式	六〇	三
六一	会社(船入申請神戸三	六一	三
六二	宮岡等地方鉄道敷設免	六二	三
六三	許について)	六三	三
六四	(自動車運送事業経営	六四	三
六五	免許について)	六五	三
六六	(自動車運送事業業	六六	三
六七	然免許及び譲渡認可に	六七	三
六八	ついて)	六八	三
六九	(南部鉄道株式会社	六九	三
七〇	ほか七社の旅客運賃改	七〇	三
七一	訂について)	七一	三
七二	(東武鉄道株式会社	七二	三
七三	ほか七社の同	七三	三
七四	(業務)ほか七社の同	七四	三
七五	等(通運事業経営免許	七五	三
七六	等の申請について)	七六	三
七七	(帝都高速度交通営	七七	三
七八	団の旅客運賃改訂につ	七八	三
七九	いて)(自動車運送事業	七九	三
八〇	業経営免許許について)	八〇	三
八一	自動車運送事業手続交代	八一	三
八二	代行指定	八二	三
八三	(五九参照)	八三	三
八四	營業所を搬出した倉庫營	八四	三
八五	業者大興倉庫株式会社)	八五	三
八六	国際航路ホルテル整備法に	八六	三
八七	よるホルテル(旅館)の登録	八七	三
八八	(五九参照)	八八	三
八九	運輸審議会)一般規則によ	八九	三
九〇	り件を修正し登録された件	九〇	三
九一	七三	九一	三
九二	七四	九二	三
九三	七五	九三	三
九四	七六	九四	三
九五	七八	九五	三
九六	八〇	九六	三
九七	八一	九七	三
九八	八二	九八	三
九九	八三	九九	三
一〇〇	八四	一〇〇	三

七二	運輸省	七二	三
七三	運輸省議会の決定(運輸	七三	三
七四	審議会)一般規則改正につ	七四	三
七五	いて(神戸高速鉄道株式	七五	三
七六	会社(船入申請神戸三	七六	三
七七	宮岡等地方鉄道敷設免	七七	三
七八	許について)	七八	三
七九	(自動車運送事業経営	七九	三
八〇	免許について)	八〇	三
八一	(自動車運送事業業	八一	三
八二	然免許及び譲渡認可に	八二	三
八三	ついて)	八三	三
八四	(南部鉄道株式会社	八四	三
八五	ほか七社の旅客運賃改	八五	三
八六	訂について)	八六	三
八七	(東武鉄道株式会社	八七	三
八八	ほか七社の同	八八	三
八九	(業務)ほか七社の同	八九	三
九〇	等(通運事業経営免許	九〇	三
九一	等の申請について)	九一	三
九二	(帝都高速度交通営	九二	三
九三	団の旅客運賃改訂につ	九三	三
九四	いて)(自動車運送事業	九四	三
九五	業経営免許許について)	九五	三
九六	自動車運送事業手続交代	九六	三
九七	代行指定	九七	三
九八	(五九参照)	九八	三
九九	營業所を搬出した倉庫營	九九	三
一〇〇	業者大興倉庫株式会社)	一〇〇	三
一〇一	国際航路ホルテル整備法に	一〇一	三
一〇二	よるホルテル(旅館)の登録	一〇二	三
一〇三	(五九参照)	一〇三	三
一〇四	運輸審議会)一般規則によ	一〇四	三
一〇五	り件を修正し登録された件	一〇五	三
一〇六	七三	一〇六	三
一〇七	七四	一〇七	三
一〇八	七五	一〇八	三
一〇九	七六	一〇九	三
一一〇	七八	一一〇	三
一一一	八〇	一一一	三
一一二	八一	一一二	三
一一三	八二	一一三	三
一一四	八三	一一四	三
一一五	八四	一一五	三
一一六	八五	一一六	三
一一七	八六	一一七	三
一一八	八七	一一八	三
一一九	八八	一一九	三
一二〇	八九	一二〇	三
一二一	九〇	一二一	三
一二二	九一	一二二	三
一二三	九二	一二三	三
一二四	九三	一二四	三
一二五	九四	一二五	三
一二六	九五	一二六	三
一二七	九六	一二七	三
一二八	九七	一二八	三
一二九	九八	一二九	三
一三〇	九九	一三〇	三

局と台北における電報

加古川都市計画事務所

八二	郵便物集配事務開始(下高野山郵便局等)	三六	三六〇
八三	郵便記念通信日附印使用の件の一部改正	三六	三六〇
八四	(六二参照)	三六	三六〇
八五	郵便局分室設置(東京中央郵便局日活ビル内分室)	三六	三六〇
八六	電気通信省	三六	三六〇
八七	船舶託送受所設置(第一八海形丸等)	三六	三六〇
八八	船舶託送受所の施設事項変更(第一岩地丸等)	三六	三六〇
八九	船舶託送受所廃止(今津川丸等)	三六	三六〇
九〇	電気通信省所管の自動車に關する登録の申請人の指定に關する件の一部改正	三六	三六〇
九一	電話交換業務開始(下結和田郵便局等)	三六	三六〇
九二	(陸奥支庁郵便局等)	三六	三六〇
九三	(飯沼郵便局等)	三六	三六〇
九四	(南毛郵便局)	三六	三六〇
九五	電話中継所設置(秋田統制)	三六	三六〇
九六	(水本)	三六	三六〇
九七	(樺田)	三六	三六〇
九八	郵便配達事務開始(平野)	三六	三六〇
九九	電話交換業務を開始又は廃止した郵便局	三六	三六〇
一〇〇	郵便通話事務開始(江曾島郵便局等)	三六	三六〇
一〇一	(奥谷田郵便局)	三六	三六〇
一〇二	(武茂郵便局等)	三六	三六〇
一〇三	(五入参照)	三六	三六〇
一〇四	直通無線電信 連絡設定(大阪国際電報局とペー)	三六	三六〇
一〇五	ルターにおける写真電信	三六	三六〇
一〇六	直通無線による写真電信 連絡設定(東京国際電報)	三六	三六〇

一〇七	加古川都市計画街路事業及びその執行年度割決定	三七	三七〇
一〇八	明石特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一〇九	神戸特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一一〇	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一一一	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一一二	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一一三	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一一四	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一一五	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一一六	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一一七	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一一八	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一一九	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一二〇	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇

一二一	加古川都市計画街路事業及びその執行年度割決定	三七	三七〇
一二二	明石特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一二三	神戸特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一二四	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一二五	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一二六	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一二七	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一二八	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一二九	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一三〇	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇

一三一	加古川都市計画街路事業及びその執行年度割決定	三七	三七〇
一三二	明石特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一三三	神戸特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一三四	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一三五	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一三六	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一三七	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一三八	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一三九	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇
一四〇	西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	三七	三七〇

による指定期間

合)

必要が事

(一〇)

頁	日	事	号
二〇	一	宇治山田特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	二〇〇
二〇	一	宇治山田特別都市計画公園一部廃止 変更及び追加決定	二〇一
二〇	一	宇治山田特別都市計画水利施設及び同事業並びにその執行年度決定	二〇二
二〇	一	大阪都市計画東淀川町土地区域整理の施行命令	二〇三
二〇	一	富山都市計画南部土地区域整理の施行命令	二〇四
二〇	一	磐前都市計画土地区域整理の施行命令	二〇五
二〇	一	都計画法により指定(島根県温泉津町)	二〇六
二〇	一	都計画法により指定(宮崎県高岡町)	二〇七
二〇	一	都計画法により指定(岐阜県大田町)	二〇八
二〇	一	都計画法により指定(北海道伊達町)	二〇九
二〇	一	都計画法により指定(愛知県田原町)	二一〇
二〇	一	都計画法により指定(山梨県六郷村)	二一一
二〇	一	都計画法により指定(島根県津島)	二一二
二〇	一	宮崎県高岡町	二一三
二〇	一	北海道伊達町	二一四
二〇	一	山梨県大田町	二一五
二〇	一	北海道伊達町	二一六
二〇	一	愛知県田原町	二一七
二〇	一	山梨県六郷村	二一八
二〇	一	山梨県六郷村	二一九
二〇	一	山梨県六郷村	二二〇
二〇	一	山梨県六郷村	二二一
二〇	一	山梨県六郷村	二二二
二〇	一	山梨県六郷村	二二三
二〇	一	山梨県六郷村	二二四
二〇	一	山梨県六郷村	二二五
二〇	一	山梨県六郷村	二二六
二〇	一	山梨県六郷村	二二七
二〇	一	山梨県六郷村	二二八
二〇	一	山梨県六郷村	二二九
二〇	一	山梨県六郷村	二三〇
二〇	一	山梨県六郷村	二三一
二〇	一	山梨県六郷村	二三二
二〇	一	山梨県六郷村	二三三
二〇	一	山梨県六郷村	二三四
二〇	一	山梨県六郷村	二三五
二〇	一	山梨県六郷村	二三六
二〇	一	山梨県六郷村	二三七
二〇	一	山梨県六郷村	二三八
二〇	一	山梨県六郷村	二三九
二〇	一	山梨県六郷村	二四〇
二〇	一	山梨県六郷村	二四一
二〇	一	山梨県六郷村	二四二
二〇	一	山梨県六郷村	二四三
二〇	一	山梨県六郷村	二四四
二〇	一	山梨県六郷村	二四五
二〇	一	山梨県六郷村	二四六
二〇	一	山梨県六郷村	二四七
二〇	一	山梨県六郷村	二四八
二〇	一	山梨県六郷村	二四九
二〇	一	山梨県六郷村	二五〇
二〇	一	山梨県六郷村	二五一
二〇	一	山梨県六郷村	二五二
二〇	一	山梨県六郷村	二五三
二〇	一	山梨県六郷村	二五四
二〇	一	山梨県六郷村	二五五
二〇	一	山梨県六郷村	二五六
二〇	一	山梨県六郷村	二五七
二〇	一	山梨県六郷村	二五八
二〇	一	山梨県六郷村	二五九
二〇	一	山梨県六郷村	二六〇
二〇	一	山梨県六郷村	二六一
二〇	一	山梨県六郷村	二六二
二〇	一	山梨県六郷村	二六三
二〇	一	山梨県六郷村	二六四
二〇	一	山梨県六郷村	二六五
二〇	一	山梨県六郷村	二六六
二〇	一	山梨県六郷村	二六七
二〇	一	山梨県六郷村	二六八
二〇	一	山梨県六郷村	二六九
二〇	一	山梨県六郷村	二七〇
二〇	一	山梨県六郷村	二七一
二〇	一	山梨県六郷村	二七二
二〇	一	山梨県六郷村	二七三
二〇	一	山梨県六郷村	二七四
二〇	一	山梨県六郷村	二七五
二〇	一	山梨県六郷村	二七六
二〇	一	山梨県六郷村	二七七
二〇	一	山梨県六郷村	二七八
二〇	一	山梨県六郷村	二七九
二〇	一	山梨県六郷村	二八〇
二〇	一	山梨県六郷村	二八一
二〇	一	山梨県六郷村	二八二
二〇	一	山梨県六郷村	二八三
二〇	一	山梨県六郷村	二八四
二〇	一	山梨県六郷村	二八五
二〇	一	山梨県六郷村	二八六
二〇	一	山梨県六郷村	二八七
二〇	一	山梨県六郷村	二八八
二〇	一	山梨県六郷村	二八九
二〇	一	山梨県六郷村	二九〇

二九一	布施特別都市計画街路事業及びその執行年度割変更	二六
二九二	地区画整理事業執行年度割変更	二六
二九三	布施特別都市計画水利施設並びに同事業変更	二六
二九四	故國都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割変更	二六
二九五	泉佐野都市計画街路事業執行年度割変更	二六
二九六	堺中都市計画同右	二六
二九七	守口都市計画街路事業執行年度変更	二六
二九八	枚方都市計画街路事業執行年度割変更	二六
二九九	枚方都市計画街路追加並びに同事業及びその執行年度決定	二六
三〇〇	茨木都市計画街路事業の一部執行行政指定	二六
三〇一	岸和田都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定	二六
三〇二	新洗田都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定	二六
三〇三	新洗田都市計画準防火地域変更	二六
三〇四	新潟都市計画用途地域変更	二六
三〇五	新潟都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定	二六
三〇六	浜坂都市計画街路追加並びに同事業及びその執行年度決定	二六
三〇七	香住都市計画同右	二六
三〇八	高砂特別都市計画街路変更	二六
三〇九	高砂特別都市計画街路変更及びその執行年度割決定	二六
三一〇	高砂特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定	二六

三一一	赤穂都市計画街路事業追加	二六
三一二	福知山市計画街路事業並びにその執行年度割決定	二六
三一三	(一九七参照)	二六
三一四	岡崎特別都市計画街路変更、廃止並びに追加決定	二六
三一五	豊橋特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定	二六
三一六	名古屋特別都市計画同右	二六
三一七	一宮特別都市計画同右	二六
三一八	一宮特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定	二六
三一九	半田都市計画街路変更	二六
三二〇	豊橋都市計画街路事業追加及びその執行年度割変更決定	二六
三二一	(二六四参照)	二六
三二二	新居浜都市計画区域追加	二六
三二三	外資委員会	二六
三二四	第七回援助希望技術に関する公表	二六
三二五	北海道	二六
三二六	山形県	二六
三二七	保安林指定	二六
三二八	保安林解除	二六
三二九	福島県	二六
三三〇	昭和二十六年福島県告示(保解)第一号の二訂正	二六
三三一	富山県	二六
三三二	保安林指定	二六
三三三	保安林解除	二六
三三四	静岡県	二六
三三五	保安林解除	二六
三三六	保安林解除	二六
三三七	愛知県教育委員会	二六
三三八	史跡仮指定	二六

〔鹿児島県〕
 二六
 二七
 二八
 二九
 三〇
 三二
 三三
 三四
 三五
 三六
 三七
 三八
 三九
 四〇
 四一
 四二
 四三
 四四
 四五
 四六
 四七
 四八
 四九
 五〇
 五一
 五二
 五三
 五四
 五五
 五六
 五七
 五八
 五九
 六〇
 六一
 六二
 六三
 六四
 六五
 六六
 六七
 六八
 六九
 七〇
 七一
 七二
 七三
 七四
 七五
 七六
 七七
 七八
 七九
 八〇
 八一
 八二
 八三
 八四
 八五
 八六
 八七
 八八
 八九
 九〇
 九一
 九二
 九三
 九四
 九五
 九六
 九七
 九八
 九九
 一〇〇

三三九	● 總理府	二六
三四〇	一 労働力調査進行心得の一部改正	二六
三四一	● 法務府	二六
三四二	一 刑務官服制	二六
三四三	● 大蔵省	二六
三四四	一 昭和二十六年大蔵省所管一般会計歳入科目表に追加	二六
三四五	● 文部省	二六
三四六	一 学校基本調査実施要領	二六
三四七	一 学校衛生計調査実施要領	二六
三四八	● 農林省	二六
三四九	一 農林省に勤務する船員等に對する日額津費支給規程の一部改正	二六
三五〇	一 農林省輸出品検査所検査規程の一部改正	二六
三五一	● 經濟安全本部	二六
三五二	一 指定配給物資配給手續規程の一部改正	二六
三五三	一 調令の廃止、輸出品生産用資材等確保要領等	二六
三五四	一 指定生産資材割当手續規程等の措置に関する件	二六
三五五	● 經濟調査庁	二六
三五六	一 經濟調査庁組織規程の一部改正	二六

訓令
 二六
 二七
 二八
 二九
 三〇
 三一
 三二
 三三
 三四
 三五
 三六
 三七
 三八
 三九
 四〇
 四一
 四二
 四三
 四四
 四五
 四六
 四七
 四八
 四九
 五〇
 五一
 五二
 五三
 五四
 五五
 五六
 五七
 五八
 五九
 六〇
 六一
 六二
 六三
 六四
 六五
 六六
 六七
 六八
 六九
 七〇
 七一
 七二
 七三
 七四
 七五
 七六
 七七
 七八
 七九
 八〇
 八一
 八二
 八三
 八四
 八五
 八六
 八七
 八八
 八九
 九〇
 九一
 九二
 九三
 九四
 九五
 九六
 九七
 九八
 九九
 一〇〇

三五七	● 議案提出	二六
三五八	一 條約提出	二六
三五九	● 議案提出	二六
三六〇	一 承認を求めるとの件送付及通知	二六
三六一	● 委任通知	二六
三六二	● 議決通知	二六
三六三	● 指名通知	二六
三六四	● 同意通知	二六
三六五	● 退出通知	二六
三六六	● 委員推薦通知	二六
三六七	● 通知書受領及通知	二六
三六八	● 通知書受領	二六
三六九	● 通知書受領	二六
三七〇	● 通知書受領	二六
三七一	● 通知書受領	二六
三七二	● 通知書受領	二六
三七三	● 通知書受領	二六
三七四	● 通知書受領	二六
三七五	● 通知書受領	二六
三七六	● 通知書受領	二六
三七七	● 通知書受領	二六
三七八	● 通知書受領	二六
三七九	● 通知書受領	二六
三八〇	● 通知書受領	二六
三八一	● 通知書受領	二六
三八二	● 通知書受領	二六
三八三	● 通知書受領	二六
三八四	● 通知書受領	二六
三八五	● 通知書受領	二六
三八六	● 通知書受領	二六
三八七	● 通知書受領	二六
三八八	● 通知書受領	二六
三八九	● 通知書受領	二六
三九〇	● 通知書受領	二六
三九一	● 通知書受領	二六
三九二	● 通知書受領	二六
三九三	● 通知書受領	二六
三九四	● 通知書受領	二六
三九五	● 通知書受領	二六
三九六	● 通知書受領	二六
三九七	● 通知書受領	二六
三九八	● 通知書受領	二六
三九九	● 通知書受領	二六
四〇〇	● 通知書受領	二六

二九〇
 高知特別都市計画縣地
 域指定
 二六
 二七
 二八
 二九
 三〇
 三一
 三二
 三三
 三四
 三五
 三六
 三七
 三八
 三九
 四〇
 四一
 四二
 四三
 四四
 四五
 四六
 四七
 四八
 四九
 五〇
 五一
 五二
 五三
 五四
 五五
 五六
 五七
 五八
 五九
 六〇
 六一
 六二
 六三
 六四
 六五
 六六
 六七
 六八
 六九
 七〇
 七一
 七二
 七三
 七四
 七五
 七六
 七七
 七八
 七九
 八〇
 八一
 八二
 八三
 八四
 八五
 八六
 八七
 八八
 八九
 九〇
 九一
 九二
 九三
 九四
 九五
 九六
 九七
 九八
 九九
 一〇〇

●著年年月日登録 ●昭和二十七年年度広島大学編入学生募集について ●著年年月日登録 ●金沢大学文学部第三学年生補欠募集 ●出版権登録 ●著年年月日登録	●農林省公告 ●植物防疫法に基く公農会開催に關する公告	●通商産業省公告 ●公示送達 ●くすり化物件指定取消公告 ●營業法第一八九條の規定による公告	●運輸省公告 ●昭和二十七年年度通試案内業試験公告	●証券無効 ●証券無効 ●証券無効 ●証券無効 ●証券無効 ●証券無効	●労働省公告 ●建設省公告 ●測量士試験及び測量士補試験公告 ●会社その他の公告 ●日本銀行營業毎旬報告	●三月発行号外	一〇七四 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇
--	--------------------------------	---	------------------------------	--	--	---------	---

一四一
 一四二
 一四三
 一四四
 一四五
 一四六
 一四七
 一四八
 一四九
 一五〇
 一五一
 一五二
 一五三
 一五四
 一五五
 一五六
 一五七
 一五八
 一五九
 一六〇
 一六一
 一六二
 一六三
 一六四
 一六五
 一六六
 一六七
 一六八
 一六九
 一七〇
 一七一
 一七二
 一七三
 一七四
 一七五
 一七六
 一七七
 一七八
 一七九
 一八〇
 一八一
 一八二
 一八三
 一八四
 一八五
 一八六
 一八七
 一八八
 一八九
 一九〇
 一九一
 一九二
 一九三
 一九四
 一九五
 一九六
 一九七
 一九八
 一九九
 二〇〇
 二〇一
 二〇二
 二〇三
 二〇四
 二〇五
 二〇六
 二〇七
 二〇八
 二〇九
 二一〇
 二一一
 二一二
 二一三
 二一四
 二一五
 二一六
 二一七
 二一八
 二一九
 二二〇
 二二一
 二二二
 二二三
 二二四
 二二五
 二二六
 二二七
 二二八
 二二九
 二三〇
 二三一
 二三二
 二三三
 二三四
 二三五
 二三六
 二三七
 二三八
 二三九
 二四〇
 二四一
 二四二
 二四三
 二四四
 二四五
 二四六
 二四七
 二四八
 二四九
 二五〇
 二五一
 二五二
 二五三
 二五四
 二五五
 二五六
 二五七
 二五八
 二五九
 二六〇
 二六一
 二六二
 二六三
 二六四
 二六五
 二六六
 二六七
 二六八
 二六九
 二七〇
 二七一
 二七二
 二七三
 二七四
 二七五
 二七六
 二七七
 二七八
 二七九
 二八〇
 二八一
 二八二
 二八三
 二八四
 二八五
 二八六
 二八七
 二八八
 二八九
 二九〇
 二九一
 二九二
 二九三
 二九四
 二九五
 二九六
 二九七
 二九八
 二九九
 三〇〇

昭和三十二年三月三日
 官報附録目録
 第六号から

2.1 公文書名の上の数字は、告示又は公告の番号を示す。